

○公述人3：笹原 秀介

**【議長】** それでは、次に公述人の笹原秀介様から意見陳述及び質問をいただきます。予定の時刻よりも多少早いですが、ご本人の了解を得ていますので、壇上の公述席の上にご登壇の上、準備をお願いいたします。よろしいですか。

**【笹原】** 了解した覚えはないんですがね。

**【議長】** あ、よろしいですか。

**【笹原】** 正式なお話をいただいた。

**【議長】** ああ、そうですか、すみません。早めてよろしいですか。

**【笹原】** はい、結構でございます。

**【議長】** ありがとうございます。すみませんでした。

**【笹原】** ごめんなさいね。

**【議長】** 大変恐縮です。それでは、ちょっと注意事項を申し上げます。公述人は事業認定申請案件の範囲及び事前に提出いただいた公述申出書に記載された意見及び質問の要旨の範囲を超えた発言は行うことができませんのでご注意ください。現在の時刻が11時15分と間もなくなりますので、30分以内に意見、質問を終了されるようお願いいたします。それでは、ただ今から始めてください。

**【笹原】** 朝日平和台自治会員の笹原秀介と申します。住所は栄区公田町です。座らせていただきます。

私は、横浜市は事業認定申請書を即刻取り下げるべきで、及び神奈川県知事は事業認定申請書を認めるべきではないという立場で意見及び質問を行います。

それでは、まず意見を公述いたします。私は横浜市の緊迫する財政状況に鑑み、その支出に当たっては市民の生命、資産の保全を第一義にすべきと考えます。東京都心の混雑緩和などは横浜市民にとって第二義的なものであり、市民の生命、資産の保全が優先されるべき支出と思います。例えば震度6弱以上、30年以内、78%と高い確率が予想されている地震や地すべりその他の重大災害が発生した場合、災害対策センターとなる老朽化した市庁舎建設を道路建設などより優先すべきものであります。災害発生時における行政執行能力喪失が地域住民に多大な打撃を、そして、長期間にわたることは伊豆大島台風災害、福島原発の事例が物語っております。神奈川県知事及び神奈川県事業認定審査会は限られた財政を市民の生命及び資産の保全のために第一義とすべきという考えを、また今現在、直近に必要なものに配分すべきとの考えを十分吟味、ご検討の上、今回の事業認定申請書を却下するように強く希望いたします。

以上が意見の公述でございます。

**【議長】** 引き続き、質問のほうをお願いします。どうぞ。

**【笹原】** それでは引き続き質問に移ります。その前に申し上げたいのは、収用法改正時の国会特別決議、公述人同士の審議が非常に重要である。及び横浜市長の議会答弁、沿線住民には親切、丁寧に説明を行っている。こういう発言を重く受けとめ、曖昧な回答などをせず、簡、要を得た具体的かつ明解なご回答をお願いいたします。

さて、私の質問の基本的テーマは、なぜこの路線を選択したかであります。路線選択の誤りが地震対策等の瑕疵、すなわち傷となり、究極的には住民の生命、資産の保全に重大な影響を与えるからであります。昨日の南線の公聴会において、田谷の加藤さんとおっしゃる方が、地域の分断は心を分断する、心に傷を負わせる、障害を起こすとおっしゃいました。平成13年11月13日に栄区公会堂におきまして設計用地説明会が行われました。そのとき横浜市は地下トンネルであって町を分断しないと、こういうふうには私どもに約束されたのであります。それが今はどうでしょう。強制収用までに至っているということは、まさに町を分断する、心に私たちは傷を負うのです。30年、40年、犬山の藤原さんという方もおっしゃっていました。30年、40年、ついの住みかとして家族一緒になって努力をしてこれを手に入れた。その30年、40年が、80歳近くになった老夫婦が何も知らないところに行って、そして苦勞する。一体これは、心の傷以外何のものでもないです。それを横浜市は起こしているのです。約束を破っているのです。それで私はこの路線選定の誤りということに基本的テーマを絞って、事業認定書では、路線選定に当たっては社会的、技術的、経済的観点、地域環境の保全を考慮して選定したと記載されておりますね。それを具体的な質問を通じて検証していきたいと思えます。それでは、早速具体的な質問から。

**【議長】** どうぞ。

**【笹原】** まずは地震関係の質問でございます。平成18年の7月9日、横浜市の回答によれば、神明社下道路予定地には土被り2メートルの箇所があるということをお尋ねいたします。

**【議長】** 土被りの認識について起業者から回答を願います。

**【起業者（建設課係長）】** 回答します。道路局建設課、古性です。桂町トンネルの一部では低土被りが存在するということは認識しております。

**【議長】** どうぞ続けてください。

**【笹原】** しかし、この横浜市の土被り2メートルという話は、平成21年の8月になってこういうふうには回答が変わったんですよ。ちょっと読み上げますと、地形でトンネルの一部が地上に露出する。その箇所はトンネルの天端から3メートル盛土し、土被りを確保してから工事を行うと訂正されたんですよ。土被りが薄いんじゃないんですよ。

**【議長】** 土被り……、質問でしょうか。

**【笹原】** 質問ですよ。質問の続きを言っているわけです。

【議長】 はい、どうぞ。

【笹原】 土被りが薄いんです、じゃないんですよ。露出するんですよ。じゃあそれも路線選定の当初から認識されていたのですか。

【議長】 起業者側、回答願います。

【起業者（建設課係長）】 お答えします。土被りが薄いのではなくて露出する部分があるということにつきましても認識しております。そこにつきましては盛土をして施工するというふうに答えさせていただいております。

【議長】 どうぞ続けてください。

【笹原】 そのときの土被りの厚さを3メートルと言っていますね。そうすると現在、そのときの回答の数字で3メートルというのも、現在もそのまま生きている数字ですか。

【議長】 起業者側、回答願います。

【起業者（建設課係長）】 3メートルといますか、2から3とかという程度と言わせてもらいますけど、生きていると思っていただいて構わないと思います。

【笹原】 そうですか。

【議長】 質問を続けてください。

【笹原】 それでは、事業認定申請書では技術的観点よりこうおっしゃっていますね。そうすると技術的観点より検討された結果が、2メートル、3メートルが適当な厚さというか盛土のボリュームだと、こういうことでこの申請書はお書きになられたと。これでよろしいのでございますか。

【議長】 起業者側、回答願います。

【起業者（建設課係長）】 お答えします。先ほどご指摘の桂町トンネルの一部の低土被り分、もしくは露出している部分の盛土についてですが、こちらは計画段階から改良土、流動化処理土のようなものですが、改良した土で盛土する施工とすることとしております。当該盛土につきましては社団法人日本道路協会『トンネル技術基準構造編、同解説』……

【笹原】 もうよろしいわ。とにかく2メートルのやつで、改造したやつを盛土するということですね。結論的に言えば。

【議長】 確認ということでよろしいですか。今の……

【起業者（建設課係長）】 基準にのっとって2から3メートルあれば十分足りるということをやっております。

【笹原】 2から3あれば十分に足りるということですか。多分じゃあ……

【議長】 議長の許可を得てから発言、質問をするようにお願いします。

【笹原】 はい、議長。

【議長】 どうぞ。

【笹原】 議長からご許可をいただきましたので質問を続けます。それから、2から3で、

多分という言葉が言われた。多分じゃないのですね。

【起業者（建設課係長）】 多分と聞こえちゃったかもしれませんが、2から3メートルを確保すればと、確保が多分、「た」と聞こえちゃったんだと思うのですが。申しわけございません。

【笹原】 いえいえ。

【議長】 質問を続けてください。

【笹原】 議長、よろしいですか。

【議長】 どうぞ続けてください。

【笹原】 そうしますと、この2から3というのは地山なのですか、保護層になるのですか、どちらの性格を有するものなんですか。

【議長】 起業者側、回答してください。

【起業者（建設課係長）】 回答します。盛り土なのでこれは地山と言いません。

【笹原】 地山と言わない？ そうすると何ですか。

【議長】 質問ということをお願いします。

【起業者（建設課係長）】 ご回答します。盛土です。

【笹原】 保護層でもない。単なる盛土。保護層はそうするとこの場所では要らないということですね？ 盛土であるから。

【議長】 質問ということですのでよろしいですね。いいですか。

【笹原】 いや、回答の内容を再度確認させていただいています。それだけの話。

【議長】 はい、わかりました。どうぞ。

【起業者（建設課係長）】 ちょっと質問の意図がよく……。

【笹原】 そうですか。じゃあもう1回丁寧に言います。土を盛った、それは盛土である。それに対して私は、その盛土は地山なのですか、保護層なのですかと質問させていただきました。それに対して、いや、盛土であるというご返事でした。地山ではないとおっしゃいましたね？

【議長】 起業者側、回答してください。

【起業者（建設課係長）】 回答します。先ほど盛土と言いましたが、工法を含めて盛っていることは事実なので盛土なんですけど、トンネル掘削する上では保護層というふうに思っただけでも結構だと思います。

【笹原】 そこまで来るまでにこれだけ時間がかかるんですね。保護層だと言うでしょ？ じゃあ保護層が2から3で十分間に合うんですね。そうしたらこの事業申請書にとっては10メートル基準をとっておりますね。10メートル未満のものは収用地にします。保護層10メートル未満のものを、10メートルは収用地にする。10メートル以上のものは使用地にすると？

【議長】 すみません。公述人、マイクを使ってお願いします。

**【笹原】** すみません、どうも。いろいろご注意ありがとうございます。そういうことが記載されておりますね。10メートル基準。ところがここでは2から3あれば保護層に足りるというんだったら、何でほかの場所も2から3で保護層を、足りるんだったら、わざわざ、先ほど冒頭に申し上げましたとおり、30年、40年住みなれたところを出ていかなきゃならないんですか。2メートル、3メートルで済むならば多くの方がまだついの住みかと思うところに居ついたり、できたじゃありませんか。保護層だったらそういう理屈になるでしょ。一体どういうことなんですか。この10メートル基準と2～3メートル基準の違いは？そこをお伺いしております。

**【議長】** まずは起業者側、今の質問について内容を把握されましたか。答弁可能ですか。それでは、起業者側お願いします。

**【起業者（事業調整課長）】** 事業調整課長中村が回答させていただきます。今回の露出する部分の盛り土、2メートルから3メートルの盛り土につきましては、一般的な土を盛るのではなくて、強度を上げた土を盛るということで考えております。一般的な土よりかなり強度を上げたもの、こういう土を盛ることによってトンネルは安全に施工できるというふうに考えております。

**【笹原】** 議長。

**【議長】** はい、どうぞ続けてください。

**【笹原】** それじゃあ今言った、改良した土を盛るとおっしゃいましたね。それはどれくらいの強度があるものですか。また、我々が追っ払われましたと言ったら何ですけども、10メートル基準に地山の強度はどれくらいなんですか。それと比較するとどれくらい違うものですか。

**【議長】** 強度について、あらかじめ質問の要旨にありませんが。

**【起業者（建設課係長）】** すみません、本日はそういったデータを持ち合わせていないので。

**【笹原】** ということは逆に言わなくても、今までの質問の流れの中で、強度のお話をお出しになったのはそっちですよ。改良土に対して強度があると。数値がないけれども2メートル、3メートルの改良した土であれば十分強度が保ち得るということをおっしゃっているわけでしょ？そうですよ。それはそうですね。それじゃあ今度は、8メートル基準のやつは、8メートル未満は強度が保ち得ないから強制収用したと、こういうことにも解釈できますが、その解釈で間違いなのですか。強度の比較の問題を聞いているのです。それは常識的なことでお尋ねして、具体的にこちらの数字が5であって、今収用された土地が3であるとか、そういうことじゃなくて、比較論で言えばどうなのですかということをお尋ねしているだけなんです。

**【議長】** 質問の要旨にありませんが、そういった質問について回答可能でしょうか。

**【笹原】** 質問の要旨にないというは、ちょっとその解釈が私は理解できないんですがね。

- 【議長】 一般論ということで質問だと思いますけども。承知しておりますが。
- 【笹原】 一般論でもないですね。盛土の関係でずっと質問……
- 【議長】 わかりました。起業者側、回答可能でしょうか。
- 【笹原】 え？
- 【議長】 起業者側が今、回答できるかどうか確認しています。
- 【笹原】 しっかりしてくれよ。
- 【起業者（建設課係長）】 先ほど申し上げましたが、今日はデータ等を持ってきていないのでちょっと説明に至ることができません。なので、説明を後日、差し上げたいと思います。
- 【笹原】 それじゃあ1つだけお伺いします。
- 【議長】 すみません。議長の許可を得て発言願います。
- 【笹原】 すみません。議長……
- 【議長】 続けますか。
- 【笹原】 はい、続けます。
- 【議長】 どうぞ。
- 【笹原】 そうしましたらば、時間をいただくということでございますので、次の質問に移らせていただきます。ナトム工法でもってこれをやるということです。そうすると今の2から3の改良土でやればナトム工法でも、いわゆるナトム工法とは地山の支保能力を生かしてトンネルを掘るわけですね。そうしますと今の2メートルから3メートルでも、ナトム工法でもやっても支保能力を十分に保ち得るだけの強度があると。別段、これだけで十分に生かし得るということですね。支保能力で、ナトム工法でやれるということですね。
- 【議長】 今の質問はナトム工法でできる強度があるかどうかという質問ですけれども、可能でしょうか。
- 【起業者（建設課係長）】 お答えします。トンネルが露出する部分のお話でよろしいですよ。全体的に……
- 【笹原】 いや、ナトムの強度の話ですよ。
- 【起業者（建設課係長）】 強度の話ですか。
- 【笹原】 うん。改良土で盛土したから、ナトム工法でそこもやるんでしょ？ そうしたら強度がそこで、ナトムでやっても大丈夫な強度が保てますかということを質問しているんですよ。
- 【起業者（建設課係長）】 適切な補助工法と施工方法で十分大丈夫だというふうに認識しております。
- 【笹原】 議長。
- 【議長】 質問を続けてください。

**【笹原】** 今、補助工法というふうなお話をしましたね。私どもは、この上郷公田線については、補助工法は2つしか聞いていないんです。1つは遮断壁です。1つは注入式長尺先受工法でございますか。この2つしか聞いていない。そうすると、遮断壁のほうは厚さが1メートル、深さが15メートル、そのときの横浜市さんの説明ですよ。そして問題の長さは50メートルだとおっしゃっているのですよ。そして、その始点は分かっているのです。Kさんというお宅から始まっているということは事業認定書の附属の図面からもわかるんですよ。50メートルというと、とてもとても神明社下まで届かない。そうすると残るのは、1つは注入式長尺先受工法ですか。それさえあれば十分強度を保てるという今のご回答ですね。補助工法と組み合わせるといったら残りの補助工法は1つしかないんだから。

**【議長】** 起業者側、回答願います。

**【起業者（建設課係長）】** 補助工法につきましては、今ご指摘しました先受工法という工法1つです。ただ、土被りだとか地質の状況だとか、異なる場所もございますので、先受工法の中でも充填式フォアポーリングという方法だとか、トレヴィチューブ工法だとか、細かい話をすると中にも3種類ぐらいあります。それは場所によって使い分けていきたいというふうに今のところ考えているところでございます。

**【議長】** どうぞ続けてください。

**【笹原】** 神明社下は、それじゃあもう技術的検討は終わられてこの申請書をお出しになったから、当然にもう決まっているわけでしょ？ 技術的観点から申請書をつくったんですから。今からやるという話じゃないでしょ？ もう決定されているんですか、教えてください。

**【議長】** 起業者側、回答してください。

**【起業者（建設課係長）】** 回答します。今の補助工法の話でよろしいですね。

**【笹原】** そうですね。

**【起業者（建設課係長）】** トレヴィチューブという工法と充填式フォアポーリングの併用で行きたいと思っております。

**【笹原】** いいの？

**【起業者（建設課係長）】** はい。補助工法ですよ？

**【笹原】** その2つをやるってということ？

**【起業者（建設課係長）】** はい。今のところそういう設計でございます。

**【笹原】** 今のところというのは困りますな。もうこれは決定版としてこれでやるから強制収用にかかけたい、認めてくださいって言っているんでしょ？ それで、曖昧模糊のまま、質問すれば答えが出てくる。しかも今度はやるときに至って選択します。何のための技術的検討なんですか。だから今度は質問を変えます。観点を。横浜市のおっしゃっていらっしゃる申請書に対する技術的検討ということの解釈はどういうご解

積なんでしょうか。これはちょっと関連質問でございます。

【議長】 ただ今の質問に回答可能ですか。回答してください。

【起業者（建設課係長）】 すみません。ちょっとご質問の趣旨というか、技術的検討という意味が。

【笹原】 だからそれを聞いているんじゃないですか。ご質問の趣旨は、ここに載った、技術的検討を行った結果、強制収用を認めてくださいということをお出しになっていらっしゃるんだから、その技術的検討はもうお済みになっているんだったら技術的検討の解釈とは、横浜市はどういうものを持って技術的検討とされているのかをお聞きしているんです。

【議長】 どういう形で技術的検討をしているかというようなご質問かと思えますけども。

【笹原】 そうです。全部それで終始一貫されているんですね。この申請書はね。

【議長】 回答できますか。お願いします。

【起業者（建設課係長）】 横浜市としましては必要な調査をいたしまして、その調査結果を設計に反映しまして、その設計の中では沈下が起きないような補助工法を採用していくということにしております。

【笹原】 ということは、設計に生かすということは、先ほどの補助工法を2つ組み合わせますということも既に決定しているわけなんでしょ？ さっきはまだ組み合わせがわかっていないようなご回答でしたけれども。それじゃあもう決定しているんですね、その補助工法2つは。

【起業者（建設課係長）】 はい。

【笹原】 組み合わせも決定したということですね。

【起業者（建設課係長）】 決定しております。

【笹原】 これでよろしいんですね。

【起業者（建設課係長）】 はい。

【笹原】 後で……、いいんですか。そこら辺。

【議長】 続けますか。残り……

【笹原】 議長、すみません。サッカーのとき、よく選手がグラウンドに倒れてけがをして時間稼ぎしますね。そのときインジュリータイムというのがありますよね。私にもそれを付与してくださいよ。こうやって質問している間に……

【議長】 それは議長が判断させていただきます。

【笹原】 だからお願いと言っているんですよ。

【議長】 余りにも時間が長い場合にはそういう場合もありますけれども、議長が判断させていただきます。

【笹原】 長いんじゃないの？

【議長】 質問を続けてください。



**【笹原】** 質問じゃないですよ、回答ですよ。回答を待っているんですよ。

**【議長】** 今、回答が……。

**【笹原】** 今の回答をそれじゃあもう1回繰り返してお聞きしましょうか。私にはちょっと理解ができなかったのです。佐藤さん、あなた賢くやってよ。

**【議長】** 議長が発言の許可をしますので、ただ今公述人からありました問いについて再度回答を願います。

**【笹原】** インジュリータイム。

**【起業者（事業調整課長）】** 事業調整課長の中村が回答させていただきます。

まず先ほども建設課のほうで説明したように、今回トンネルの検討をするに当たっては、検討に必要な調査を実施しております。その調査結果に基づいてトンネル工事が安全に行われる工法として種々検討して、先ほど述べた補助工法も決まっております。現在、そういうことでトンネル工事については補助工法も含めて決定しておりますけれども、工事の発注に当たっては現在の設計内容をもう一度精査し、必要がある場合には補助工法を追加するなど、より安全に施工できるように設計していきたいというふうに考えております。

また、今回のトンネル工事については施工する前に工事説明会等を開催して、工法等についても近隣の方々に説明していきたいというふうに考えております。

**【議長】** はい、どうぞ。

**【笹原】** 先ほど大澤さんも言っていました、トンネルの直径Dに対して1.5ないし2倍というのがいわゆる経験則で必要数値であると。そうしますと、技術的観点から当然そういうことも検討されたと思うんですよ。その経験則を踏まえて、一般的には常識だ。それはなぜかという、トンネルの真上のところだけが影響を受けるんじゃない。周辺の影響を及ぼす可能性があるから1.5から2倍の土被りが必要だと。こういうことが、言うなら、土木技術者、特にトンネルに携わっている設計技術者、施工技術者だと当然の、これは常識的な問題ですね。その常識を私ども朝日平和台では合致するところが何にもないんですよ。いいですか。それなのに何回も、おまえくどいなと言うかもしれないけど、納得がいけないからその技術的観点とは何だと聞くわけです。そうしたら今度は、設計や施工するときに修正していきますって、課長、お答えになりましたね。これはこの答えで私は正しいと思うんですよ。ところが1.5倍から2倍というのはどうやって、それじゃあ説明できるんですか。技術的観点から見たってどうしようもない路線選定をして、どうしてそれが技術的観点から必要だから土地を強制収用させろっていうんですか。1.5倍から2倍というのは、横浜市では、それは経験則じゃない、横浜市の土木技術者も設計者もそんなものを無視するんだ。その無視するのが朝日平和台じゃ困るわけですよ。だから聞いているんですよ。この路線選定に当たって、1.5とか2とかっていうのは、横浜市は技術的検討をされたんですか、

どうですか。

**【議長】** 起業者側、回答してください。

**【起業者（建設課係長）】** お答えします。建設課古性です。本トンネル、低土被りのところがあります。そちらの低土被り分については、先ほども出ました、地山の手法。

**【笹原】** 違う。私が聞いているのはそこだけじゃなくて全部が……。あ、議長すみません。

**【議長】** はい、どうぞ。

**【笹原】** 私のお聞きしているのは、朝日平和台全線に向かって、1.5、2.0という箇所はないんだと。みんな土被りが薄いんだと。だから技術的検討においてはそれをされてこの申請書をお出しになったのか。それを聞いているんですよ。

**【議長】** どうぞ、続けてください。残り時間がわずかですけども。簡潔にお願いします。

**【笹原】** インジュリータイム。

**【起業者（建設課係長）】** 土被りは少ないですが、それを満足するような補助工法等々でやりたいというふうに考えているところでございます。

**【笹原】** 補助工法はあなた、2つしかないんですよ。今言ったように。いいですか。補助工法は2つしかない。失礼ですが、南線の場合は補助工法が幾つあると思いますか。8つやそこらをつくっているんですよ。いくら先受工法が、フォアポーリングがあります、何がありますといったって限界がありますよね。いいですか。それがどうして1.5倍、2倍という、言うなら土木技術者、設計者の常識を揺るがすだけの補助工法というものは、横浜市は提案できるんですか。長尺先受工法に関連する技術工法で？

**【議長】** 公述の途中ですが予定の時刻を過ぎましたので、これをもちまして公述を終ります。マイクを……

**【笹原】** あのね、待つ時間は、こんなにあるんですよ。

**【議長】** マイクのボリュームを落としてください。

**【笹原】** 嫌です。大体、そんなばかなことありますか、あなた。向こうの答えが全然ないじゃないですか。

**【議長】** 速やかにご降壇願います。

**【笹原】** これが公聴というよりはあれじゃないかね？ まさに儀礼的にやって終わった、議長の職を全うしたということですか。質問じゃないから答えがないんだ。時間切れにすれば何でもいいわけですか。え？ 公聴会っていうのは。

**【議長】** あらかじめ予定している時間でお願いすることにしております。

ご静粛に願います。これから休憩に入ります。ホール内の両サイドにあります赤い時計がちょうど合っておりますので、13時ちょうどからこの公聴会を再開いたします。できれば注意事項等の確認がありますので、3分前には席のほうにお戻りいただければと思います。なお、このホールの会場の中では飲食をとることができません。も

し持ってきている方がいましたら、一回会場を出まして、1つ下りたラウンジというところで、テーブルがありますので、そこで持ち込みされた飲食はできることになっております。

また、受付を一回出られた後、再入場に当たりましては、傍聴券の提示が必要となりますので、なくさないようお願いいたします。また、午後の傍聴を希望されない方は受付で回収箱を用意しておりますので、必ず箱に入れてお帰りいただきますようお願いいたします。階段の段差には十分注意の上、休憩に入りたいと思います。